

**騒音・設置**

**記載例**

特定施設設置届出書

提出日を記載する。

年 月 日

松本市長 殿

・本社所在地  
・会社名  
・代表者の職氏名  
を記載する。

届出者 **長野市〇〇町〇-〇-〇**  
**株式会社〇〇〇〇**  
**代表取締役 〇〇〇〇**

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	<b>株式会社〇〇〇〇</b> <b>松本第1工場</b>		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	<b>松本市△△町△-△-△</b>		※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	<b>自動車整備業</b>		※施設番号		
常時使用する従業員数	<b>〇〇人</b>		※審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※備考		
特定施設の種類の	形 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
<b>二 空気圧縮機</b>	<b>〇〇型 〇〇社製</b> <b>〇〇-〇〇</b>	<b>7.5 kW</b>	<b>1</b>	<b>8時30分</b>	<b>17時30分</b>
<b>二 排風機</b>	<b>△△型 △△社製</b> <b>△△-△△</b>	<b>7.5 kW</b>	<b>2</b>	<b>8時30分</b>	<b>17時30分</b>

別表のとおり、該当する特定施設の項番号及び施設名称を記載する。

形式、公称能力を十分確認する。

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
  - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 騒音・設置

### 記載例

- 1 届出が必要な指定地域  
都市計画区域全域（ただし、工業専用地域及び市街化調整区域を除く。）
- 2 届出が必要な特定施設  
別表のとおり
- 3 届出の提出期限  
施設設置工事の開始 30 日前までに松本市環境保全課に提出する。
- 4 届出書類
  - 届出様式……記載例のとおり記載する。
  - 工場等及びその付近の見取図……所在地が一目でわかり、近接建物との位置関係がわかるもの（方角を示すこと）。住宅地図等で可能。
  - 施設の配置図……工場等の全体図（敷地境界までわかるもの）の中に特定施設の位置を記入する。
  - 騒音防止の方法……図面、表等を利用し具体的に記入する。
  - 施設のカatalog等……形式、公称能力がわかるもの。可能な限り別紙として添付する。
  - 遅延理由書……施設設置工事の開始 30 日前までに届出ていない場合、提出する。
- 5 届出必要部数  
2 部（正本 1 部、写し 1 部）
- 6 提出先・問合せ  
ご不明な点等ありましたら、下記までお気軽にお問合わせください。

松本市環境保全課環境保全担当 騒音・振動担当（東庁舎 4 階）

住 所 〒390-8620 長野県松本市丸の内 3 番 7 号

電 話 0263-34-3267

F A X 0263-34-0400

電子メール kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp

- 7 その他  
届出様式等については、  
松本市公式ホームページ＞市政情報＞環境情報＞届出書様式＞騒音規制法関係  
から入手できます。  
([http://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/kankyojoho/todokede/styledownload\\_noize.html](http://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/kankyojoho/todokede/styledownload_noize.html))

**騒音・設置**

**記載例**

(別表)

項番号 —記号	特定施設の種類	備考
一	<b>金属加工機械</b>	
イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
ロ	製管機械	
ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
ヘ	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ト	鍛造機	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ	タンブラー	
ル	切断機	といしを用いるものに限る。
二	<b>空気圧縮機及び送風機</b>	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
三	<b>土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機</b>	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
四	<b>織機</b>	原動機を用いるものに限る。
五	<b>建設用資材製造機械</b>	
イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
六	<b>穀物用製粉機</b>	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
七	<b>木材加工機械</b>	
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ハ	碎木機	
ニ	帯のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。 木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ホ	丸のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。 木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ヘ	かんな盤	
八	<b>抄紙機</b>	
九	<b>印刷機械</b>	原動機を用いるものに限る。
一〇	<b>合成樹脂用射出成形機</b>	
一一	<b>鑄造型機</b>	ジョルト式のものに限る。